

駐車違反の対応について

違法駐車は止めましょう！

駐車違反は短時間でも取締りの対象となります。

レンタカー貸渡約款の改定に伴い、万一、駐車違反の取締りを受けた運転手の方には、下記のご対応をお願いいたします。ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

◎放置車両確認標章が取り付けられていた場合

- 1 速やかに所轄の警察署に出頭し、所定の手続きを完了してください。
- 2 指定の金融機関で反則金の納付を完了してからご帰着ください。
- 3 ご帰着時に「交通反則告知書」および領収日付のある「納付書・領収証書等」の書類を確認させていただきます。

◎「交通反則告知書」および「納付書・領収証書等」のご提示を いただけなかった場合

下記の駐車違反金をお支払いいただきます。

普通車クラス	25,000円
中型車クラス(中型免許対応車両)	30,000円

- ※ 後日反則金を納付して「交通反則告知書」および「納付書・領収証書等」をご提示いただければ放置違反金相当額をご返金させていただきます。
ご返金につきましては指定口座へのお振込となり、振込手数料はお客様のご負担となります。
- ※ 当社が放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社の指定する期日までに規定する請求額の全額を支払わないときは、一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システムに登録する等の措置をとらせていただきます。同協会に加盟するレンタカー会社は、該当のお客様への今後のレンタカーご利用をお断りする場合がございます。